

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当社所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、取引店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 取引店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、取引店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

3. (本人振込み)

- (1) 当社の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込み金を入金記帳を取消します。

4. (第三者振込み)

- (1) 第三者が取引店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、前記2. と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当社の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3. と同様に取扱います。

5. (受入証券類の不渡り)

- (1) 前記2. から4. によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、ただちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前記4. の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4. (1) の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前記(1) の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

6. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

7. (手形、小切手の支払い)

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当社を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。
- (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1) および(2) 以外の手形または小切手については、当社はその支払いをしません。
- (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

9. (支払いの範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当社はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時まで当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当社は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

10. (支払いの選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

11. (過振り)

- (1) 前記9. (1) にかかわらず、当社の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払いをした場合には、当社からの請求がありしただちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前記(1) の不足金に対する損害金の割合は年14.00% (年365日の日割り計算) とし、当社所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1) により当社が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振り込まれた資金は、前記(1) の不足金に充当します。
- (4) 前記(1) による不足金、および前記(2) による損害金の支払いがない場合には、当社は諸預り金その他の債務と、その期限のいかににかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 前記(1) による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振り込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとし、

12. (手数料等の引き落とし)

- (1) 当社が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これらに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができます。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当社所定の手続きをしてください。

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引き落とします。

14. (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または届け出の署名）は、当社所定の用紙を用い、あらかじめ取引店に届け出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または届け出の署名）を前記(1) と同様に届け出てください。

15. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、通帳、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに取引店に届け出てください。
- (2) 前記(1) の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 前記(1) による届出事項の変更の届け出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当社は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、ただちに当社所定の方法によって当社に届け出てください。

16. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印章または署名を、届け出の印鑑（または届け出の署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしました場合は、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって前記8. の交付用紙であると認めて取扱いしました場合は、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前記(1) と同様とします。

(3) この規定および別々に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。

17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振り出しましたは為替手形を引き受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

18. (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届け出印の押捺(または届け出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当社はその責任を負いません。また、当社が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

19. (自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

20. (利息)

当座預金には利息をつけません。

21. (残高の報告)

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当社所定の方法により報告します。

22. (譲渡、買入れの禁止)

この預金は、譲渡または買入れすることはできません。

23. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当社に届けてください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は預入れ、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記(1)もしくは(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は前記(1)から(3)にもとづく取引等の制限を解除します。

24. (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、後記①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができます。後記①から③までの事由の一つでも該当する場合には、当社はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前記(1)のほか、後記①から③までの事由の一つでも該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

① 当座勘定開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 本人が、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

- (3) 当社が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかににかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当社はこの当座勘定を停止し、預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。この場合、到達のいかににかかわらず、当社が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に当座勘定取引が停止され、または当座勘定が解約されたものとします。

① 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項または前記23.(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

② 前記23.(1)の(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解除されないとき

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

25. (取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手または引き受けられた為替手形であっても、当社はその支払い義務を負いません
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙をただちに取引店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

26. (手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、本規定のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7.(1)にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

27. (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、後記（3）の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき
- (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (3) 手形交換所の不渡報告または電子債権記録機関の支払不能通知に掲載されたとき

28. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺することができます。
- (2) 前記（1）により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定して提出してください。
 - ② 前記①の充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社にお遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記（1）により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当社の負担とします。
- (4) 前記（1）により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記（1）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

29. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上